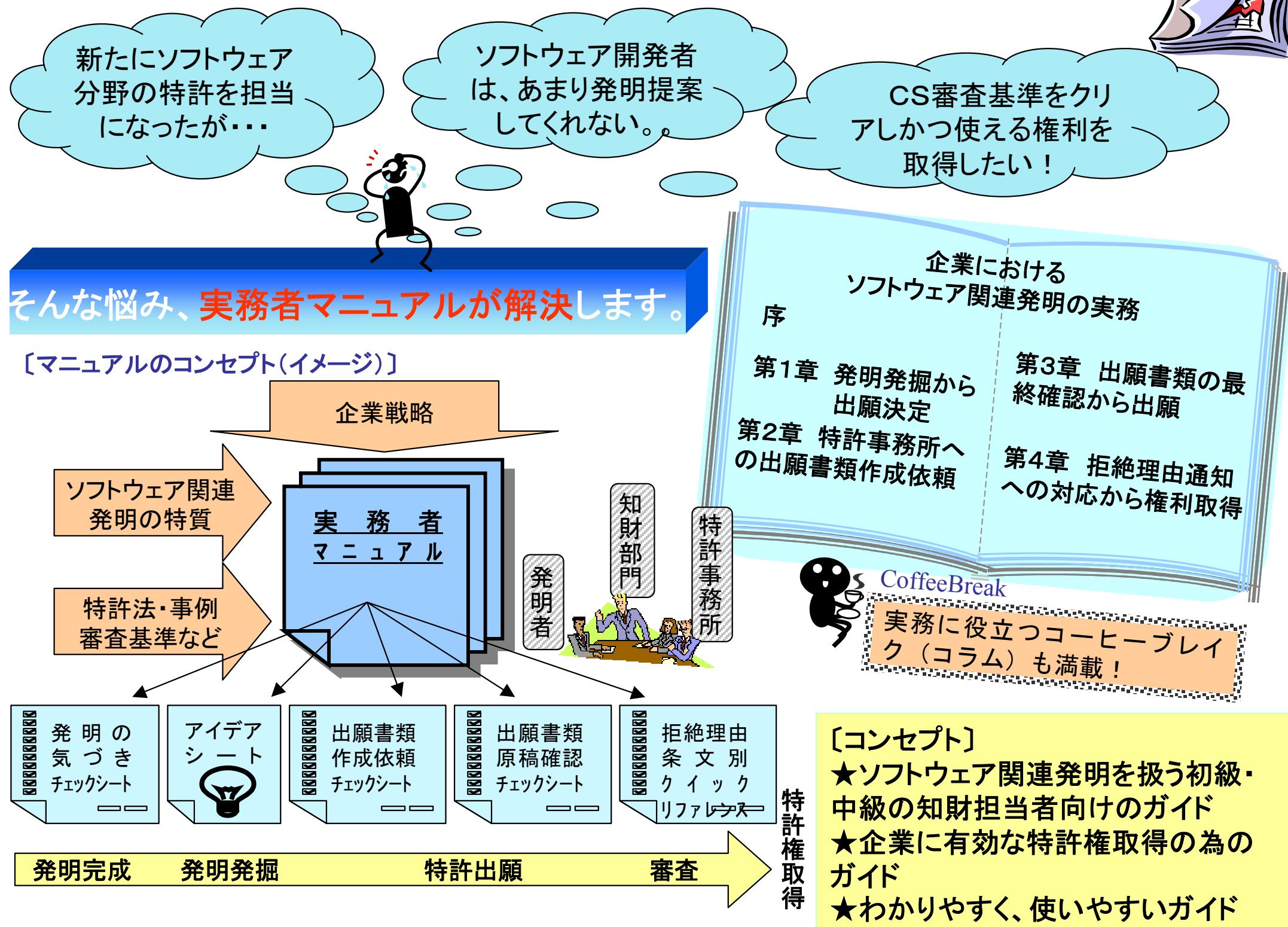


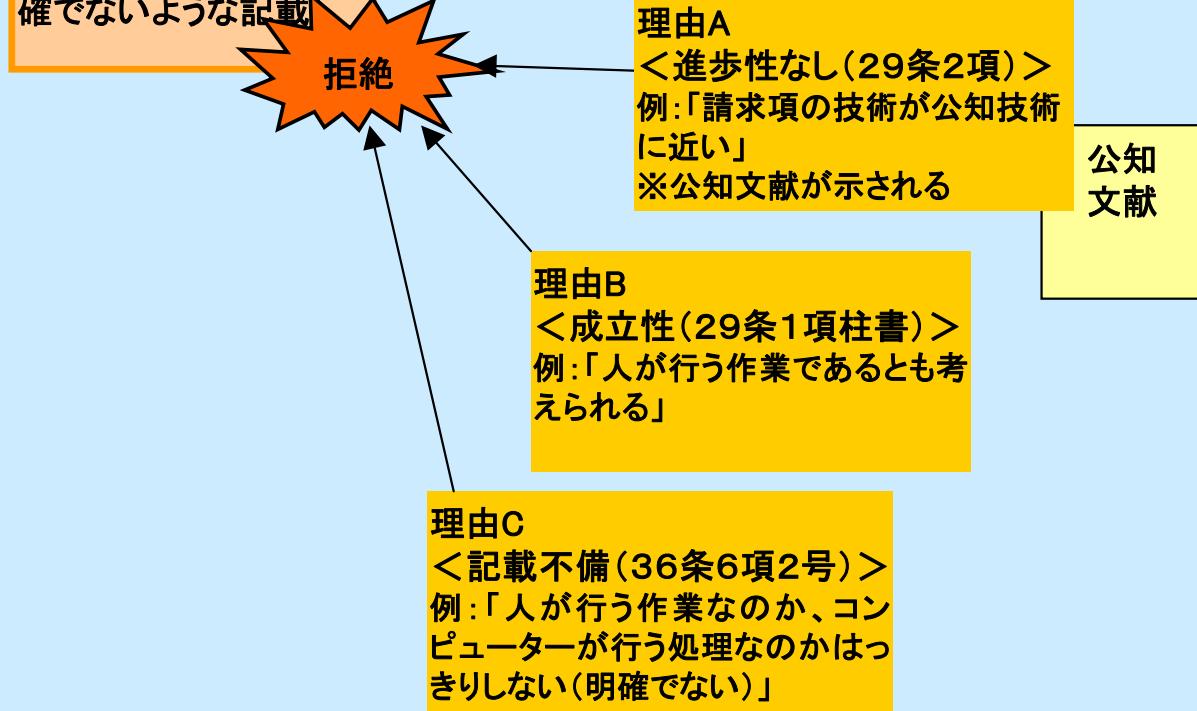
「企業におけるソフトウェア関連発明の実務」発刊間近！！



【記載内容の一例】第4章 4. 9 複数の拒絶理由の組み合わせへの具体的対応方法

1) 第29条第2項違反(進歩性違反)、第29条第1項柱書違反(発明の成立性違反)、36条第6項第2号(特許請求の範囲の記載要件違反)の組み合わせ

【請求項1】
例:(処理の主体が明確でないような記載)



このような場合は、理由B、Cの拒絶理由が解消できそうかどうか、すなわち「処理の主体がコンピュータである」旨を明確にする補正が可能であるか否かをまず検討する。具体的には、明確でないとされている箇所について、明細書中に「コンピュータあるいはプログラム等の構成が主体となって処理している」記載があるかどうかを確認する。そのような記載があれば、処理の主体を明確にする補正是おそらく可能であろう。その場合は理由A(進歩性)の拒絶理由が解消できるか検討する。本願発明が、引用された公知文献にない特徴を有する等、理由Aが解消可能であれば、その特徴を明らかにするとともに、処理の主体がコンピュータである旨を明らかにする補正を検討する。
なお、理由B、Cについて、(以下省略)

(準備中のマニュアル 本文より抜粋)

【今後の予定】

ただいま資料集として印刷準備中！来年度からは第2版に向けた検討を開始。

中国におけるソフトウェア関連発明の審査

これからは中国でも
ソフトウェア特許を
取らないと...。

「ハードウェアの構成に
変更がない」ソフトウェア関連
発明は登録されない？

発明の成立性に
ついて日本出願と
同様に対応しても
登録されない？

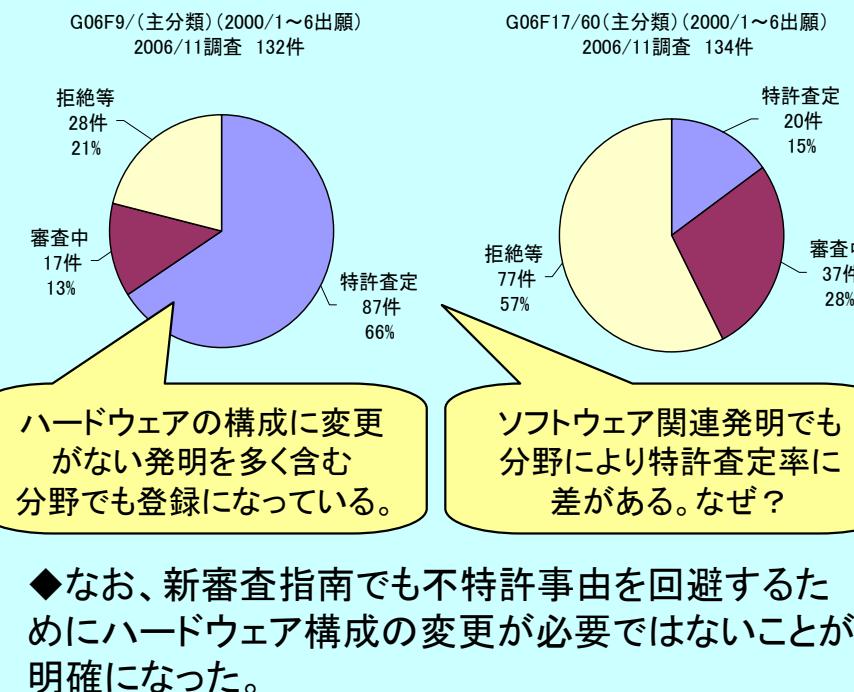
中国でのソフトウェア関連発明の『審査の実態』、『日本との違い』を明らかにしたい！

アプローチ

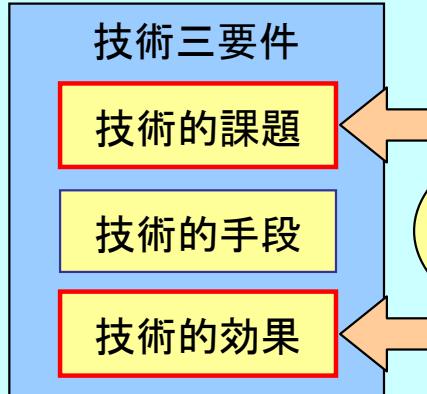
- ◎日本企業からのソフトウェア関連出願(主分類 = G06F9/ , G06F17/60)を対象とした
特許査定状況の分析
※[G06F9/ : プログラム制御のための装置]、[G06F17/60 : 特定業務に適したデータ処理の装置]
- ◎発明の成立性(中国での不特許事由)による拒絶案件を対象とした審査内容の分析
- ◎中国の審査アプローチについて、2006年7月施行の新審査指南等を分析
(特にソフトウェア関連発明の審査に影響がある部分について分析)

分析結果

ハードウェアの構成に変更がない ソフトウェア関連発明も特許される！



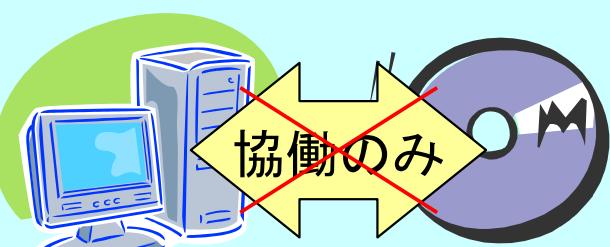
技術的課題、技術的効果 を主張せよ！



明確になっている
ことが特に重要！

- ◆特に、単なる「課題」「効果」ではなく、情報処理
としての「技術的な課題」「技術的な効果」を有する
ことを明確にすべき。

日本出願と同様の対応(ハードウェア資源との協働の明確化)だけではダメ！



あくまで技術三要件
を満たすように
対応すべき。

- ◆むしろ、発明が「技術的手段を使っている
こと」が明確であれば、クレームで主体が
「コンピュータ」であることを記載する必要は
ない。

今後の展開

- ★中国の審査と他の国・地域の審査との差異の実態は？
- ★2006年7月1日施行の新審査指南の下での審査状況は？